

文科省、“経営困難大学”の対応方を検討！

大学間の学生受け入れ(転籍)も視野に

旺文社 教育情報センター

16年11月18日

少子化・受験生数減が進み、大学“全入”が目前に迫っている中、今年度「入学定員割れ」を起こした私立大は過去最多の155大学(29.1%)に及ぶ。大学間の競争が激化する一方で、定員割れ、経営破綻といった、“大学淘汰の時代”が既に始まっている。

こうした事態を踏まえ、文科省としても学校法人の経営破綻を想定した対応策を検討しており、その方策を近く公表するようだ。

破綻処理

立志館大の破綻(15年度；呉大が受け入れ)、東北文化学園大の再生(16年度；民事再生法申請、藍野グループが支援)の他、酒田短大(瑞穂学園)・北九州短大(北九州学院；昭和53年より運営停止)の解散命令(16年度文科省)など、大学・短大の崩壊が一部とはいえ現実のものとなってきた。

文科省は以前から私立大(学校法人)の経営破綻にどう対処するか、内部で検討している。先に発表された中教審大学分科会の「我が国の高等教育の将来像」(審議の概要；16年9月)においても、経営困難に陥った際には、「在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり、そのための関係機関の協力体制を作っておくことが必要」と、破綻処理の方策を求めている。

文科省も在学生の就学確保を第一義として、いくつかのスキームを想定した破綻処理に備えている。現在のところ、民事再生法の適用が現実的な処理方法のようだが、大学間での学生受け入れ(経営困難校の在学生の転籍)の支援策についても検討しているようだ。

トランスファー制度と補助金交付

<トランスファー制度 = 大学間における学生の相互受け入れ>

前述のように、私立大の破綻処理策の一環として、経営困難大学から他大学への学生受け入れが検討されているという。こうした大学間での学生受け入れ(編入学 転籍)、つまり「トランスファー制度」については、大学の“質の保証”の観点からも注目されている。

現行の大学制度では、入学定員を設定し、選抜(入試)によって“入口”の質保証に重きを置き、“中身”や“出口”にはあまり厳格ではなく、安易に卒業させているのが一般的である。しかし、社会の要請に応え、然るべき学生を輩出することが大学の責務であるとするれば、学生に対する厳格な評価と卒業認定が求められる。その際、当該大学(学部)の教育理念や方

針、指導等にマッチせず、卒業の可能性も低い学生も出てこよう。そのような場合、当該学生に見合った他大学への編入学(転籍)など、大学間の柔軟なトランスファー制度の導入が有効だとする提言もなされている(私大連盟「日本の高等教育の再構築へ向けて:16の提言」16年3月など)。

< 補助金の不交付基準と特例措置 >

文科省は現在、経営困難な私立大の在学学生を受け入れた別の私立大が、結果として定員超過となった場合でも、私立大等経常費補助金(私学助成)をカットしない特例措置を講ずることも検討しているという(日経新聞 11月15日付け夕刊)。

ところで、私立大等経常費補助金は現在、どのような場合に交付カットとなるのか。以下に不交付基準の概要をまとめた。

* 私立大学等経常費補助金は、学生数や教職員数、学生定員の管理状況、及び教育研究の実績などに応じて、大学では「学部」、短大では「学科」単位で日本私立学校振興・共済事業団から交付される。15年度の場合、480大学に2,831億1,453万円(1大学当たりの平均交付額5億8,982万円)が交付されている(当Webサイト16年11月既報、参照)。

・ 定員超過の場合

入学定員の1.46倍以上(医・歯学部は1.10倍以上)

収容定員の1.64倍以上

(16年度実施)

・ 収容定員充足率50%以下の場合

特例として、次のような場合は交付するが、連続して3ヵ年を超えての適用はない。

当該学部の入学定員充足率が50%以上

大学全体の収容定員充足率が50%以上

大学全体の入学定員充足率が50%以上

破綻処理策の公表

前述したように、文科省は現在、経営困難な学校法人への対応方策について検討を進めている。補助金交付の特例措置も検討課題の一つとして挙げられているようだが、現時点では結論に至っていないらしい。

今後、対応方策がまとまれば、処理策は公表されるとみられるが、その時期は未定だ。ただ、先に触れた中教審の「高等教育の将来像」の中間まとめが11月中、答申が年明けに予定されており、その絡みで年内にも公表されるのではとの見方もある。